

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

## ○「貸金業者向けの総合的な監督指針」

## Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	Ⅱ-2 業務の適切性	
	Ⅱ-2-8 貸金業務取扱主任者	
1	新たに「内部管理部門等における実効性確保のための措置」に係る定めが追記されたが、内部管理部門は具体的に、どのような事項について検証すればよいか。	具体的には、主に本監督指針Ⅱ-2-8(1)①及び②に規定した事項について検証するものと考えられます。
2	監督の対象となる「貸金業務取扱主任者」は、「貸金業法第4条1項6号に規定される登録申請書に報告している主任者」か「主任者登録を受けた主任者すべて」を指すのか。	法第12条の3第1項の適用を受ける主任者は、同条に基づき営業所等に置かれ、当該営業所等において貸金業の業務に従事する使用人等に対して助言又は指導を行わせている主任者と考えられます。
3	「社会通念に照らし、常時勤務していると認められるだけの実態」について、以下のような事情によって登録営業所の業務から離脱がある場合でも、この範囲内と考えてよいか。 ○内部監査の必要性などで職員には連続した2週間を超える休暇の取得を義務つけているような場合 ○IFRSの導入による有給休暇未消化の負債化回避のため、夏休みなどの特別休暇に有給休暇を加えることで2週間を超える長期休暇の取得を推進している場合 ○従業員に対する指導や助言等のスキルアップのため、本社研修や外部研修の受講などの期間に特別休暇・有給休暇が重なることにより2週間を超えて営業所を離れる場合 ○厚生労働省の推進する2週間連続の休暇取得をすでに社内制度として労使合意により導入している場合にその休暇を取得するとき。	主任者の勤務実態が、休暇の取得、出張等により直ちに「常時勤務」と認められなくなるわけではなく、「常時勤務していると認められるだけの実態」を有するか否かは、法が主任者の設置を義務付けた趣旨に鑑み、個別事案ごとに貸金業者の業務の実態に即し、社会通念に照らして判断されるものと考えられます。 他方、法第12条の3第1項に基づき、貸金業者は、主任者をして所定の助言又は指導を行わせる義務があるところ、主任者が一定期間不在となる場合に、同義務が履行されているかどうかについても、個別事案ごとに貸金業者の業務の実態に即し、社会通念に照らして判断されるものと考えられますが、ご質問のように2週間を超える休暇等の場合は、同義務が履行されているとは言えない可能性が高いと考えられます。
4	従業者が従業者名簿の記載対象となるか否か	貴見のとおりと考えられます。

	<p>について、例えば、人事や総務の業務に主として従事する場合であっても、一時的に勧誘や契約締結業務の補助を行う可能性がある場合は、業務遂行の影響が資金需要者等に及ぶおそれがあるとして、従業者名簿の記載対象とすべきか。</p>	
5	<p>従業者名簿の記載対象となる貸付けの業務に従事する者について、一般的に以下に掲げる部門の業務に従事するものは記載対象となると解して良いか。</p> <p>①貸付けにかかる商品（おまとめローンや個人事業主向けの商品）を企画、開発する部門 ②貸付けにかかる審査基準の策定及び管理を行う部門 ③内部監査部門 ④法務部門</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
6	<p>Ⅱ-1 において内部監査部門の重要性を強調する一方で、本号には内部監査部門やコンプライアンス部門の取り扱いについて明記がなされていない。これらは「業務遂行の影響が、通常、資金需要者等に及ばない業務」に従事する者と理解しているのか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも定かではありませんが、内部監査部門やコンプライアンス部門の従業者については、従業者名簿の記載対象になると考えられます。</p>
7	<p>「予見し難い事由」について、限定的に解釈すべきとしており、本指針にすべて列挙すべきと考える。例えば貸金業務取扱主任者の自己都合による退職は列挙に挙がっていないが、これを会社に予見させることは不合理である。</p>	<p>法第 12 条の 3 第 3 項に定める「予見し難い事由」については、個別具体的に判断されるものであり、すべて列挙することは困難と考えられるため、例示とさせていただきました。</p> <p>なお、ご質問の「自己都合による退職」については、予見できる場合も考えられることから個別具体的に判断する必要があると考えられます。</p>
<p>Ⅱ-2-10 契約に係る説明態勢</p>		
8	<p>「貸付けの契約の締結時」に「等」という文言が追記されているが、これは貸付けの契約締結時の説明だけではなく、申込み後、契約締結に至るまでの期間における資金需要者等に対する説明全般を含むという趣旨か。</p>	<p>おおむね貴見のとおりですが、「貸付けの契約の締結時等」とは、借入れの申込や貸付けの勧誘後、契約締結に至るまでの期間における資金需要者等に対する説明となります。</p>
9	<p>「おまとめローン」を目的とする契約を締結しようとする場合は、「おまとめローン」の契約の前提として、「資金需要者の従前の債務に関しては、必ず利息制限法所定の利率による引きなおし計算を行うこと」、「過払い金が生じる可能性がある場合は、適切な相談窓口を紹介</p>	<p>利息制限法の上限金利を超過した利息の支払いについて、元本の返済に充当することを求めるか否かは、民事上の権利調整であると考えられることから、貸金業法によって貸金業者に一律に対応を義</p>

	<p>すること」を義務付け、これらのことを業者がきちんと行っているか監督すべきである。</p>	<p>務付けることは適当ではないと考えられますが、いわゆる「おまとめローン」を目的とする契約を締結する場合の説明に当たっては、みなし弁済の適用に関する説明を行うとともに、必要に応じ、適切な相談窓口を紹介する旨、監督指針Ⅱ-2-10(1)②ロbに規定しています。</p>
10	<p>改正貸金業法完全施行以前から継続する取引につき、「利息制限法適用後の債務残高の告知」、「過払金が発生する案件については自主的返還」等を監督指針に加えるべきである。</p>	
11	<p>「おまとめローン」を目的とする契約を締結しようとする場合は、「資金需要者等に対し、完全施行前の法第43条第1項のみなし弁済の適用に関して説明するだけでは足りず、新たに貸付けを行う貸金業者が、債務者の借入残高に関し、利息制限法を遵守した金利による引き直し計算が正確に行われたことを確認」、「一括返済の申出を受けた貸金業者は、利息制限法を遵守した金利への引き直し計算を行った後の借入残高を債務者に伝える」について、監督すべきである。</p> <p>また、資金需要者等が適切な相談窓口で適切な助言を受けたどうかも確認をすべきである。</p>	
12	<p>債務者等にとって不利となる箇所については書面において説明を行うべきである。さらに、「おまとめローン」（借換）において、従前の債務が利息制限法の上限金利を超過した利息である取引の場合、債務者等にとって不利となる場合があるとの例示を書面に記載すべきである。</p>	
<p>Ⅱ-2-11 利息、保証料等に係る制限額等</p>		
13	<p>法令によると完全施行日の前日までに締結した貸付けに係る契約については、経過措置により、利息制限法の上限金利を超過した利息を受領することが認められている。監督指針にも経過措置を明文化するべきではないか。</p>	<p>ご指摘の点については法令上明確であり、監督指針において改めて明確化する必要はないものと考えられます。</p>
14	<p>貸金業者が行う手形割引は、法第12条の8の適用は受けないのではないか。</p>	<p>手形割引に利息制限法の適用があるか否かについては個別事例ごとに実態に即して判断される事柄と考えられます。</p>
15	<p>「施行令第3条の2の3に規定する「利用料」は、実費相当額(法令上の上限がある場合にはその範囲内)」とあるが、現金自動支払機その他の機械の利用料の金額が実際に施行令第3条の2の3各号記載の金額を超えることもありうるのではないか。</p> <p>法令上の上限を超えた金額については、法第</p>	<p>現金自動支払機その他の機械の利用料が施行令第3条の2の3各号に規定する金額を超えた場合、上限を超えた金額はみなし利息と考えられます。</p>

	12条の8第2項に規定するみなし利息になるということか。	
16	債務履行担保措置を「業として営む者」に該当するか否かの具体的な判断基準を教示して欲しい。	反復継続し、社会通念上、事業の遂行とみることができるか否かが判断基準と考えられます。
17	保証料に係る契約を保証業者との間で締結することを、貸付けに係る契約の締結の条件としてはならない、と定められているが、そもそも保証業者に対する保証料を債務者が負担しない場合には、適用がないと考えてよいか。	ご指摘のような例において、法第12条の8第8項の適用があるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。
18	保証業者と締結してはならない根保証契約について施行規則第10条の14において規定されているが、元本極度額を合理的な金額とするためには、具体的にどのような基準を採用すべきか。以下の対応を行うことは可能か。 資金需要者等と極度方式基本契約を締結するに際し、保証業者と根保証契約を締結する場合において、根保証契約の元本極度額として、当該極度方式基本契約の極度額と極度額を根保証契約の元本確定期日までに利用した際に発生すると想定される利息の金額を合算した金額とすることは可能か。	法第12条の8第9項の規定は、不当に高額な元本極度額を定めた根保証契約の締結を禁止する趣旨と考えられます。 ご指摘の例につきましては、合理的な元本極度額と判断できる場合もあると考えられますが、施行規則第10条の14第1号に則り、個別事例ごとに実態に即して判断する必要があると考えられます。
19	根保証契約について、3年を経過した日より後の日を元本確定期日とすることを施行規則第10条の14は禁止しているが、これは民法第465条の3の特別法と考えればよいのか。 また、根保証契約において契約締結日から3年以内の日を元本確定期日と定めた後に、変更契約により、当初の根保証契約締結日から3年経過後の日を元本確定期日とすることは可能か。	民法第465条の3は元本確定期日の定め効力について規定している一方、貸金業法第12条の8第9項は貸金業者に対して同項に規定する契約の締結を禁止しているものであり、性格が異なります。 根保証契約において定めた元本確定期日を変更することができるか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、ご指摘の例のように、元本確定期日を、当初の根保証契約の締結日から3年経過後の日に変更することは、施行規則第10条の14第2号の趣旨から許容されないと考えられます。
20	「貸金業法は、利息制限法に規定する金額を超える利息の契約締結や受領、又はその支払いを要求してはならない」とされているが、本規定は完全施行後に締結される貸付けの契約に適用されるものであって、完全施行日までに締結	おおむね貴見のとおりですが、極度方式基本契約に基づく個々の極度方式貸付けの契約日が完全施行日後であれば、極度方式基本契約の締結が完全施行日より前であ

	された貸付けの契約については、施行令附則第13条の経過措置の適用があるとの理解で良いか。	るか以後であるかを問わず、経過措置の適用はありません。
21	「利息とみなされない費用」については、実費相当額とされているが、カードの再発行の手数料について、材料費、郵送費用の他に再発行にかかる人件費も含むことができると解して良いか。	人件費も含むと考えられますが、合理的な算出方法に基づくなど、社会通念上妥当な金額である必要があると考えられます。
22	貸金業者が、あらかじめ同一の保証業者との間で包括的に保証契約を締結し、その中で保証料率を定めている場合においては、資金需要者等との個々の契約ごとに法第12条の8第6項各号に定める内容について、保証業者に対して確認する必要があるものかと解してよいか。 また、上記のように解釈してよい場合、法12条の8第7項に定められた確認の記録について、貸金業者において、当該保証契約書を保存しておけば足りるものと解してよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の例のように、貸金業者と特定の保証業者の間の包括的な保証契約において一定の保証料率等が定められ、個々の契約締結の際に、法第12条の8第6項各号に掲げる事項が、当該保証契約の定めに従い確定する場合は、当該保証契約をもって同項各号に掲げる事項をあらかじめ確認したものとすることは可能と考えられます。 法第12条の8第7項の確認に関する記録については、当該保証契約により法第12条の8第6項による確認がなされたと認められる場合には、貴見のとおりと考えられます。
<b>Ⅱ－２－１２－１ 返済能力の調査</b>		
23	「銀行等からの借入の額」を顧客自身に記入させるとあるが、信用情報機関の情報を確認すれば不要ではないか。顧客自身が記入した既往借入額等と信用情報による調査内容が異なっても、それ自体は問題ないか。	本監督指針では、返済能力調査の一環として、顧客の借入の意思を確認するために既往借入額等を顧客自身に記入させること等を求めているところです。信用情報機関からの信用情報と顧客自身が記入した情報が異なることもあり得ますが、これらの情報を総合的に勘案して、顧客等の返済能力を判断する必要があると考えられます。
24	個人である顧客等との極度方式基本契約の極度額を増額する場合における指定信用情報機関の信用情報を利用した返済能力の調査義務について規定されているが、施行規則第10条の19の場合は除外されると考えてもよいか。	貴見のとおりと考えられます。

25	<p>「個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする書面等の提出又は提供を適時・適切に受けているか。」の後に、「また、当該個人顧客から当該書面等の提出又は提供を受けられない場合は、法第13条の4に規定される措置を適時・適切に講じているか。」という旨の記載を追加していただきたい。</p>	<p>貴見を踏まえ、個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする書面等（年収証明書）の提出を受けられないなどの場合は、貸付けの契約を締結できない旨を明確化するように修正いたします。</p>
26	<p>「個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする書面等の提出又は提供を適時・適切に受けているか。」の表現を「提出又は提供を適時・適切に受けるために必要な周知・広報活動（同個人顧客への個別の働きかけ等を含む）を実施しているか。」と変更いただきたい。</p>	<p>法令において、個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする書面等の提出又は提供を受けることが求められていることから、原案どおりといたします。</p>
27	<p>延滞による新たな極度方式貸付けの停止措置を解除しようとするときにおいて、例えば、残高の減少などにより施行規則第10条の24や第10条の25の要件に該当していない場合は、途上与信は必要ないと解してよいか。</p>	<p>施行規則第10条の25第3項第3号に掲げる措置を解除しようとする場合には、施行規則第10条の24第1項第1号又は第10条の25に規定される要件に該当するか否かにかかわらず、施行規則第10条の24第1項第2号の規定により、途上与信が必要となります。</p>
28	<p>「顧客等の借入れの状況に関する調査結果」について、調査の結果判明した「借入れの状況」に関して、あらゆる事項を記録するとしているが、返済能力調査と無関係な事項の記録は不要と解してよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、「借入れの状況に関する調査結果」に該当しないことが客観的に明白な事項については、記録の作成・保存は不要と考えられます。</p>
29	<p>「当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したとき」に債権譲渡が含まれないということは、当該譲渡債権の最終弁済日が当該記録の保存期間という理解でよいのか。</p> <p>規則第17条第1項の「当該貸付けにかかる契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したとき」も同様の解釈となるのか。</p>	<p>貸付けに係る契約に基づく債権を第三者に債権譲渡した場合、施行規則第10条の18第2項第1号による記録の保存については、特段の事情のない限り、当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日（当該貸付けに係る契約が極度方式基本契約又は極度方式貸付けに係る契約である場合にあっては、当該極度方式基本契約の解除の日又は当該極度方式基本契約に基づくすべての貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもののうちいずれか遅い日）までの間、保存しなければならないと考えられます。</p> <p>また、施行規則第17条による帳</p>

		簿の保存については、特段の事情のない限り、貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（極度方式基本契約を締結した場合には、当該極度方式基本契約及び当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約について、当該極度方式基本契約の解除の日又はこれらの契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもののうちいずれか遅い日）から少なくとも10年間、保存しなければならないと考えられます。
30	法第13条第3項においては、源泉徴収票について「所得税法第226条第1項に規定する」とあるが、監督指針改正案では「所得税法第226条」とされたことにより所得税法第226条第2項（退職手当等）、第3項（公的年金等）に係る源泉徴収票も許容されると解してよいか。	「源泉徴収票」は、法第13条第3項により所得税法第226条第1項に規定するものに限定されると考えられることから、貴見を踏まえ、その旨を明確化するように修正いたします。
31	施行規則第10条の17第1項第8号の「所得証明書」について、根拠法令に「地方税法第20条の10」を追加願いたい。	地方税法第20条の10は、施行規則第10条の17第1項第7号の2に追加された「納税証明書」の根拠法令として掲げるように修正いたします。
32	外国企業により発行された給与明細書を、施行規則第10条の17第1項第3号の「給与の支払明細書」として取り扱うことは可能か。	施行規則第10条の17第1項第3号に定める「給与の支払明細書」につきましては、給与の額など国内の事業者が発行する支払明細書において一般的に記載されている事項が記載されていれば、外国の事業者が発行したものの提供又は提出を受けることも妨げられませんが、当該書面が真正なものであるか否かは、各貸金業者において通常の注意義務をもって判断されるべきものと考えられます。
33	シルバー人材センター等が発行する「配分金支払証明書」上の配分金収入は所得税法上「その他の雑所得」に該当するが、これを年間の給与に類する定期的な収入と考え、同支払証明書をもって施行規則第10条の17第1項に規定される書面とすることは可能か。	「年間の給与に類する定期的な収入」については、施行規則第10条の22第1項各号に掲げるものに限定されており、ご指摘の例は、同項各号のいずれにも該当しないものと考えられます。

34	銀行通帳の写しは、施行規則第 10 条の 17 第 1 項に規定される書面に含まれるか。	個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする書面等については、施行規則第 10 条の 17 第 1 項各号において限定列挙されており、ご指摘の例の銀行通帳の写しは、同項各号に掲げるもののいずれにも該当しないと考えられます。
35	貸金業法第 13 条第 1 項に規定されている返済能力の調査義務は、媒介者にも課せられていると読めるが、そもそも返済能力調査は貸し手が主体的に行うべき行為であり、貸し手には必要に応じて他の法令により調査義務が課せられていることから（特に預金取扱金融機関）、それに加えて媒介者が調査義務を負うのは不必要に過剰な負担ではないか。	貸金業者が施行規則第 1 条の 2 の 2 第 5 号に該当しない金銭の貸借の媒介に係る契約を顧客等との間で締結しようとする場合には、法第 13 条による返済能力調査が必要であると考えられます。
<b>Ⅱ-2-12-2 貸付審査</b>		
36	「主債務者自身の返済能力ではなく、保証の履行や担保権実行を主な回収の手段とする貸付けの契約の締結を防止する措置」を講じることを要しない場合が、不動産の売却代金による弁済を予定する不動産担保貸付けに限定されているが、取引の性質上、担保（不動産信託受益権等）の換価による返済を前提として実行されるノンリコースローン等は、当該措置を要しない場合に含まれないのか。	貴見を踏まえ、不動産以外の物的担保の売却代金による返済を予定する場合も一定の要件のもとで当該措置を要しない場合に含まれるように修正いたします。
37	個人向け貸付けについて、「返済（引落）の事実を確認する前に追加貸付けを行うことにより総量規制を上回る貸付けを実施しない措置」を求めているが、当該措置は、基本的に自社が行う貸付けのみの措置と解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
38	個人向け貸付けについて、返済（引落）の事実を確認する前に追加貸付けがあった場合は、返済の事実を確認した後に返済の有無と追加貸付けをまとめて指定信用情報機関に報告すればよいか。	本監督指針では、返済（引落）の事実を確認する前に追加貸付けを行うことにより総量規制を上回る貸付けを実施しない措置を求めているところです。
39	<p>専業主婦を無収入者と定義するのは女性の人格と社会貢献度を無視する法理であり、見直されるべき。</p> <p>また、専業主婦の借入にはその配偶者の承認が必要とする規定は民法第 761 条に抵触する。</p> <p>更に、返済能力の判断には必ずしも必要でない収入、婚姻や同居関係などの機微情報を集め、民間の信用情報管理会社に管理委託するのは個人情報保護法と対立する。</p>	専業主婦（主夫）に対する貸付けについての金融庁の考え方は、平成 19 年 11 月 2 日付公表「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」の NO. 451 から NO. 463 までをご参照下さい。



40	<p>施行規則第 10 条の 23 条第 1 項第 4 号に定められる「事業計画」「収支計画」及び「資金計画」は、資金需要者の状況や締結しようとする貸付けの内容から、他の方法により当該資金需要者の返済能力が客観的に確認できる場合には、必ずしも提出を受ける必要はないと解してよいか。</p>	<p>事業を営む個人顧客との間で、施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号に定める貸付けに係る契約を締結しようとする場合には、施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号口かっこ書きに該当しない限り、事業計画、資金計画及び収支計画（いわゆる「3 計画」）の提出等を受ける必要があります。</p> <p>なお、施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号口かっこ書きに該当する場合には、3 計画の提出等を受ける代わりに、当該個人顧客の営む事業の状況、当該個人顧客の営む事業に係る収支の状況及び当該個人顧客の営む事業に係る資金繰りの状況を確認し、施行規則第 10 条の 23 第 2 項第 4 号に従い当該状況等を記載した書面等を保存すれば足りることになります。</p>
<p>Ⅱ－２－１３ 個人信用情報の提供等</p>		
41	<p>「個人信用情報が遅滞なく提供されるための…」の「遅滞なく」とは、どの程度の期間を指すのか具体的に示すべきである。尚、遅くとも貸付契約締結日又は個人信用情報の変更があった日のうちに提供することが求められるべきである。</p>	<p>同監督指針Ⅱ－２－１３（２） ①イ及びロにおいて、原則、取得当日中に指定信用情報機関に提供することと規定されています。</p>
42	<p>(1)②ロ. g. 本文では信用情報の返済能力調査目的以外の使用と第三者提供の禁止について規定しているが、注書きでは個人信用情報に限られており、個人信用情報に当たらない信用情報であれば勧誘等に使用してもよいとも読めるため「信用情報」とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正します。</p>
43	<p>(1)②ロ. g. 注書き 法定の途上審査以外にも個社において社内規則に基づき審査を行う場合は、債権保全を目的とすることもあることから、この場合には目的外利用から除外願いたい。 そもそも同意文書で利用同意を得ており、債権保全を目的とした利用が否定されることが理解しがたい。</p>	<p>加入貸金業者等が指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を債権の保全を目的として使用することは、返済能力の調査以外の目的による使用と考えられます。</p> <p>なお、ご指摘の同意文書の性格は定かではありませんが、当局が認可をした指定信用情報機関の業務規程では、会員は信用情報を返済能力調査以外の目的で使用しない旨規定されているものと承知しています。</p>

44	<p>途上与信のために取得した信用情報を債権保全のために利用することが、目的外使用として不当であると規定しているように解釈できるが、その理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
45	<p>①個人への貸付について  「除外契約」に関して「個人情報」の使用・提供義務を免除していただきたい。あるいは「事業性資金貸付」に限定して「個人情報」の使用・提供義務の免除をお願いしたい。</p> <p>②個人との保証契約について  有価証券担保貸付・不動産担保貸付・売却予定不動産の売却により返済される貸付け等についての保証契約も「個人情報」の使用・提供義務を免除していただきたい。あるいは「事業性資金貸付」に関する保証に限定して「個人情報」の使用・提供義務の免除をお願いしたい。</p> <p>③変更契約締結について  「個人向貸付け」や「法人向貸付け（代表者の連帯保証付）」の変更契約を締結する場合も「個人情報」の使用・提供義務を免除していただきたい。</p>	<p>ご意見のありました「除外契約」等は、施行規則に定める「指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務の例外」及び「信用情報の提供を必要としない契約」に該当しないため、指定信用情報機関が保有する信用情報の使用、または同機関に対し信用情報の提供が必要となります。</p>
<p>Ⅱ－２－１５ 書面の交付義務</p>		
46	<p>申込書一体型のパンフレットを契約締結時交付書面に代える場合、複数の極度額等を示し、顧客がどれを選択したかが明らかで、当該申込書一体型のパンフレットが顧客の手元に残される場合にも、締結前交付書面として排除されない旨を明確化すべき。</p>	<p>極度額の選択方式を用いた申込書一体型のパンフレットは契約締結前交付書面として排除されるものではありませんが、申し込み後の審査により、顧客が選択した極度額と異なる極度額に変更されるなど、契約の締結時までに契約締結前交付書面の法令要件に変更が生じる場合には、法令の要件を満たしているとは言えないことから原案どおりといたします。</p>
47	<p>施行規則第13条第4項第1号イの括弧書きによると、「貸付けの利率」を引き下げるとは契約の相手方に有利な変更となるため、法第17条に規定する書面の交付義務はないと解される。</p> <p>一方、「返済金額の設定の方式」を変更する場合は同号口によると括弧書きがないため、有利な変更であるか否かにかかわらず、法第17条に規定する書面の交付が必要になる。</p> <p>当社では「返済金額の設定の方式」を「最終借入後の残高×〇〇%（契約利率と返済回数に</p>	<p>ご指摘の変更内容は、施行規則第13条第4項第1号ロに掲げる同条第3項第1号「各回の返済期日及び返済金額の設定の方式」に該当するものと考えられますので、法17条第2項後段の書面交付が必要となります。</p>

	より決まる値。ミニマムペイメント率)」と表示しているため、金利を引き下げると当該ミニマムペイメント率が変更になる。この場合、契約の相手方に有利な変更であれば法第17条に規定する書面の交付は不要と解してよいか。	
48	法第17条第1項から第5項に規定する「重要なものとして内閣府令で定めるものの変更」について、施行規則第13条に定める「利率の引下げ等相手方の利益となる変更を加える場合」には、第17条第1項後段に定める重要事項変更書面の交付対象とならないことについて、記載を追加していただきたい。	ご指摘の点については法令上明確であり、監督指針において改めて明確化する必要はないものと考えられます。
49	法第17条第1項から第5項に規定する「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更した際の法第17条各項に規定する書面交付義務について、顧客との和解、示談等債務者救済目的での取引関係の見直し（弁護士等の債務整理や訴訟上の和解、示談等を含む）の場合は不要と考えて良いか。	ご質問のような場合においても、施行規則第13条各項各号において、「契約の相手方の利益となる変更」として除かれる事項以外のものが変更された場合には、原則として法第17条書面の交付が必要となります。
50	今回の改正により契約締結前の書面の交付が求められ、借り手に対して当該書面を交付するとされている。 法人を対象とした金銭の貸借の媒介を行う場合には借り手と貸し手の双方に当該書面を交付するのか、借り手のみでよいのか。	法第16条の2による書面の交付は、金銭の貸借の媒介の契約の「相手方になろうとする者」に交付する必要があります。この趣旨を明確にするため、規定を修正いたします。
51	「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更する場合の書面の交付につき、「貸付けの利率」に関し、変動金利型住宅ローンのように、貸付けの利率が変動する場合、これは契約の変更ではないことから、「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更する場合には該当せず、書面の交付も不要との理解でよいか。	貸付けの利率が、施行規則第11条第2項に規定する市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合であり、その算定方法に従って変動する限りにおいては、その変動の都度、法第17条後段に基づく書面交付は不要と考えられます。
52	「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更する場合の書面の交付につき、「貸付けの利率」に関し、所定の変更手数料を申し受けた後に変更がなされる場合には、変更後の貸付けの利率を表示すれば足りるのか、それとも変更手数料も加味した上での変更後の実質年率で表示すべきなのか。	ご質問にある「変更手数料」がどのようなものか不明ではありますが、みなし利息に該当するものであれば、「変更手数料」も利息に含めて貸付けの利率を算出し、記載すべきと考えられます。
53	「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更する場合の書面の交付につき、「貸付けの利率」に関し、これはいわゆるクーポン利率を表示すれば足りるのか、あくまで実質利率を	「貸付けの利率」については、法第14条第1号の規定に基づき算出されたものを表示する必要があると考えられます。

	表示することが必要なのか。	
54	「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更する場合の書面の交付につき、「貸付けの利率」に関し、変更後の貸付けの利率を表示すれば足りるのか、それとも、当初の貸付け時に遡って加重平均の上で貸付の利率を表示すべきなのか。	変更後の貸付けの利率を表示すれば足りると考えられます。
55	「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更する場合の書面の交付につき、「貸付けの利率」に関し、変更後の貸付けの利率のみを表示するのではなく、貸付当初に遡って加重平均を行った実質年率だとすれば、それは、いわゆる見なし利息を含めた計算となるのだとしても、その見なし利息には債務者の延滞による「遅延損害金」までは含まれないとの認識でよいか。 そうでなければ、ペナルティとしての遅延損害金の意味がなくなり、これを含めた変更後の利率を表示することも理解出来ない。	
56	Ⅱ-2-12-2(1)②ロに「貸付けの返済を銀行等口座引き落としより受けている場合には、その返済期日において返済(引落)の事実を確認する前に追加貸付けを行うことにより…」の規定が新設されたが、返済(引落)が実際はされていなかった顧客に追加貸付けを行った時点で交付される法第17条1項書面に記載された債務の残高の内訳(元本・利息)が事実と相違(返済(引落)があったものとして記載)する場合、返済(引落)の事実を確認した後に正規の法第17条1項書面の交付を行う対応で法第17条に抵触しないと理解して良いか。 また、返済(引落)が実際はされていなかった先から個別入金があった時点で交付される法第18条書面も同様の理解でよいか。	交付後の法第17条書面及び法第18条書面の記載内容に不備があり、不備を訂正した当該書面を再交付することで、法の抵触を免れるかどうかを照会されているものと推察されますが、個別事例ごとに実態に即して判断されるものと考えられます。
<b>Ⅱ-2-18 取立行為規制</b>		
57	貸金業法第21条の対象となる債権は「貸付けの契約に基づく債権」に限定されており、保証委託契約に基づく債権である求償権には適用されないのではないのか。	「貸付けの契約」は、法第2条第3項により「貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約」と定義されております。 貸金業者以外の者が行った貸付けに係る契約について、貸金業者が保証業者として保証契約を当該貸金業者以外の者との間で締結した場合、当該保証契約は、上記定

		<p>義から貸金業法上の「貸付けの契約」に該当すると解釈することができ、貸金業者が保証履行により取得する「求償権」は、「貸付けの契約に基づく債権」と解釈し得るものと考えられます。</p> <p>以上の趣旨が明確になるよう、字句を修正いたします。</p>
58	<p>「保証履行により求償権を取得し」とされているが、保証履行前(代位弁済前)に、委託を受けた保証人として事前求償権を行使する場合には、法第21条の適用はないと解釈してよいか。</p>	<p>事前求償権も法第21条が適用され得るため、その旨が明らかになるよう修正いたします。</p>
59	<p>第21条については、第1項のみならず、第2項、第3項も適用になると考えてよいか。</p> <p>求償債権について貸金業法が適用になる範囲を明示いただきたい。</p>	<p>法第21条第1項のみならず、第2項及び第3項の規制にも適用され得ることに留意する必要があると考えられます。</p>
60	<p>法第21条の取立行為規制を尊重しその規定内容に沿った対応を求めることには、異を唱えるものではないが、同条の適用対象は、貸金業者の行った貸付けに限定しないと不都合な事態や他の条項との整合性を欠くこととなるのではないか。</p>	<p>その他法第18条、第22条の規定などが適用され得ると考えられます。</p>
61	<p>① 貸金業者以外の者を債権者とする貸付けに係る保証契約の保証履行により取得した求償権を管理している貸金業者の営業所は、法第3条(登録)に規定する「営業所」となるか。</p> <p>② 上記①の場合、貸金業者が保証履行により取得した求償権の債権残高は、法第13条(返済能力の調査)に規定する「当該貸金業者合算額」に含むことになるのか。</p> <p>③ 上記①の場合、貸金業者が保証履行により取得した求償権について取立てを行うとき(債権管理を行うとき)に、法第41条の35(個人信用情報の提供)の適用を受けるのか。</p>	<p>① 施行規則第1条の5第3項において、「「営業所又は事務所」とは、貸金業者又はその代理人が一定の場所で貸付けに関する業務(法第2条第1項に規定する貸付けの契約の締結並びに貸付けの契約に基づく金銭の交付及び債権の回収をいう)の全部又は一部を継続して営む施設又は設備」と規定されています。当該貸付けに関する業務を行っている施設又は設備については、法第3条において規定する「営業所」となり得ます。</p> <p>② ご指摘の求償権の債権額は、法第13条第3項に規定する「当該貸金業者合算額」に含まれません。</p> <p>③ ご指摘の求償権については、法第41条の35の適用はありません。</p>

Ⅱ－２－２０ 非営利特例対象法人である貸金業者の監督について		
62	生活困窮者は、そもそも債務整理等による解決だけでなく、公的扶助等による生活再建が必要な場合も多いことから、生活困窮者に対しては、セーフティーネット貸付けや公的扶助制度を教示し、公的福祉制度等の窓口を紹介することを追加すべきである。	生活困窮者支援貸付けを行う場合には、施行規則第1条の2の3第5項第1号の規定に基づき、債務整理を行うだけでなく、借入れ及び返済に関する相談について専門的な知識及び経験を有する者によって、契約者の経済生活の再生が行われるよう解決すべき課題の把握を行い、当該結果に基づき生活再建のための計画を策定するための措置を講じていることが要件とされていることから、原案どおりといたします。

### Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点

NO.	コメントの概要	金融庁の考え方
	Ⅲ－１ 一般的な事務処理等	
	Ⅲ－１－１ 一般的な監督事務	
63	不正利用口座の情報につき、被害にあった直後等、情報提供者の置かれている環境によっては、「文書、ファックス、又は電子メール」で情報提供できない場合もある。迅速な対応を要するため、速やかに根拠資料の提出等の対応をすることを条件に電話での情報提供も受け付け、当該電話で受け付けた情報を基に当該口座が開設されている銀行等の監督部局及び警察当局への情報提供を速やかに実施するべきである。	銀行に対して無登録業者に係る預金口座の情報提供をするにあたっては、行政当局において情報の正確性を担保する必要があることから、「原則として、顕名情報とし、根拠となる請求書等とともに、文書、ファックス、又は電子メールにて受け付ける」としており、原案どおりといたします。
64	「資金調達の状況」をヒアリングの対象としているが、資金調達は貸金業者の自己責任で行うものであり、監督対象とすることで、国に資金調達の監督責任が及ぶことになるのではないか。資金調達の監督は何を目的として行うものであるか。「資金調達の状況」は削除すべきではないか。	貸金業者を取り巻く環境は、厳しい状況にあると認識しており、資金需要者等の利益の保護の観点から、監督当局として、貸金業者の経営実態を適切に把握しておく必要があると考えられることから、「資金調達の状況」に関してもヒアリングの対象としたものです。 なお、貸金業者の個別の資金調達に関して指導監督を行う趣旨ではありません。

65	<p>随時のヒアリングを行う例示として、「利用者の姿勢の変化」が示されているが、1社の貸金業者に対し利用者は数千あると思われ、その姿勢の変化を行政はどのようにして把握するのか。もし公平な全体像を把握する方法がないとすると、一部の政治力が強い利用者の声のみを「利用者の姿勢」としてとらえ、恣意的な片寄せ行政が行われるのではないか。</p>	<p>当局に寄せられる貸金業者に対する利用者の様々な意見等も踏まえ、貸金業者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の保護の観点から適切な監督に努めてまいります。</p>
Ⅲ-3-4 財産的要件を満たさない場合の対応		
66	<p>「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に照らし、上記イの純資産の妥当性に関して疑義が認められる場合は」とあるが、監査法人の監査を受けている場合はそのようなことはほとんどないと考えられるため、「監査法人の監査を受けていない或いは監査法人から適正意見が得られていないなど、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に照らし、上記イの純資産の妥当性に関して疑義が認められる場合は」と変更してはどうか。</p>	<p>監査法人等の監査を受けているか否かにかかわらず、純資産額の妥当性に疑義がある場合に、純資産額の算定根拠等を確認する必要がありますことから原案どおりといたします。</p>

## その他、様式関係

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
67	<p>「内部管理部門等による実効性確保のための措置」として、「定期的な」内部管理部門によるモニタリングについて言及されているが、その頻度はどの程度であることが望ましいのか。 会社の規模や体制によっては、年に1~2回程度しか実施できない場合もありうるが許容されるのか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されますが、内部管理部門等による実効性確保のために、適切な頻度であることが求められます。</p>
68	<p>「別紙様式24」の「14 貸金業協会等への加入状況等」「6」については、「包括信用購入あっせん業者」又は「個別信用購入あっせん業者」のいずれかの登録を受けている場合に該当すると解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。 ご指摘を踏まえ、「包括信用購入あっせん業又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けている」に修正いたします。</p>